

イスラエル・パレスチナの武力紛争の速やかな平和的解決を求める決議

令和5年10月7日のハマスによる大規模攻撃及び拉致による乳幼児を含む人質事件と、それに対するイスラエル軍の武力による報復は現在も継続している。この武力衝突により、イスラエル・パレスチナ双方の一般市民は深刻な危機的状況にさらされており、特に、パレスチナ自治区ガザ地区の子供たちに大きな犠牲が生じていることは、極めて悲しい状況である。

このような事態は、あらゆる国際法を逸脱したものであり、令和5年11月8日には、日本が議長国として開催したG7（主要7か国）外相会合において、テロ攻撃を断固として非難することや、ガザ地区の人道危機に対処するため戦闘の人道的休止を支持することとした緊急声明が発表された。また、国連安全保障理事会においては、11月15日に、ガザ地区の子供の人道状況改善のための戦闘休止と人質の即時解放を求める決議が、12月23日には、ガザ地区に対する人道支援の拡大と監視に関する決議が採択されている。さらに、本年1月26日には、国際司法裁判所（ICJ）が、暫定措置命令として、イスラエルに対してパレスチナ人の生命保護及び人道的権利の尊重を命じ、同時にハマスの越境攻撃も非難し、人質の即時解放を求めている。

イスラエル・パレスチナ問題は、これまでの長い歴史から状況が複雑化し、過去にも幾度となく武力衝突が発生している。しかし、いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できるものではない。

よって、神戸市会は、一刻も早い事態の鎮静化と人道状況の改善により、イスラエル・パレスチナの平和が早期に実現することを強く求める。また、政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、停戦に向けた適切な外交努力を積極的に講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和6年2月21日

神戸市会